

5 学校生活

(1) 生徒心得

中学校までの義務教育期間と違い、高等学校での生活状況が将来の人生に大きな影響をあたえると言っても過言ではありません。そこで、先ずは基本的生活習慣を確立させることが重要なポイントです。生活習慣が確立されれば、あとは目標に向かって努力をすることで、明るい未来が約束されるでしょう。以下にあげる項目を、しっかり胸に刻んで、楽しい高校生活を送ってください。

① 日課

	平常授業(50分)	短縮授業(40分)
登校時間	8:25	8:25
SHR	8:30 ～ 8:40	8:30 ～ 8:40
第1時限	8:45 ～ 9:35	8:45 ～ 9:25
第2時限	9:45 ～ 10:35	9:35 ～ 10:15
第3時限	10:45 ～ 11:35	10:25 ～ 11:05
第4時限	11:45 ～ 12:35	11:15 ～ 11:55
昼休み	12:35 ～ 13:15	11:55 ～ 12:35
予 鈴	13:15	12:35
第5時限	13:20 ～ 14:10	12:40 ～ 13:20
第6時限	14:20 ～ 15:10	13:30 ～ 14:10
SHR	15:10	14:10
下校時刻	17:00	17:00

② 登校時間と欠席連絡

- ア 登校時間は8時30分。この時間までに登校し着席すること。8時30分にSHRを行う。この時、着席していないと遅刻。(回数によっては指導) 余裕をもって登校すること。
- イ やむを得ない理由で、欠席または遅刻する場合は、保護者が8時から8時20分までの間に学校に電話連絡すること。

③ 登校時の注意

- ア 自転車登校をする生徒は、ヘッドフォン・携帯電話の使用は厳禁とする。雨天時は合羽(カッパ)を着用し、傘差し運転は禁止。
- イ 交通ルールやマナーを守って登下校すること。

④ 交通機関遅延による遅刻の扱い

- ア 鉄道遅延により、登校時間8時30分を過ぎ、SHRの出席確認時刻8時30分に遅れた場合は、本人の申し出により遅刻を考慮する。(目安は10分以上の遅延)。
- イ バスによる遅延は、原則、認めない。

⑤ 荒天時の生徒の登校について

荒天時、生徒の登校状況に応じて、時間を繰り下げる等の対応をとるが、特に台風接近に伴い、台風による警報が発表されるなど、生徒の登校時の安全に支障をきたす恐れがある場合は、次の対応とする。

台風接近に伴う場合

- 1 午前6時00分の時点で、清瀬市、東村山市、東久留米市、西東京市、小平市、練馬区のいずれかの地域に大雨、大雪、暴風、暴風雪警報が発表されている場合

① 生徒は自宅待機（登校禁止）とする。午前中は自宅学習（1～4校時）。

② 午前11時00分の気象情報を確認する。

- 2 （警報が引き続き発表され）午前11時00分の時点

① 警報が解除されている場合

・ 午後の授業（5・6時間目）を実施する。

・ 登校時間は、13時00分 SHR 13時05分 5限授業開始 13:20分

② 継続して警報がある場合

・ 生徒は1日を自宅学習（登校禁止）とする。

3 補足

(1) 登校について

登校の際は、居住する地域の状況や交通機関の運行状況を確認し、安全に留意して登校すること。登校が困難な場合は、出席扱いにするなど学校は生徒の不利益にならないよう扱う。

(2) 学校の判断を確認したいとき

午前6時および午前11時の判断は、本校のホームページやツイッターにも掲載する。ホームページが繋がらない場合はツイッターへの接続も試みること。なお、電話による本校への問合せは控えること。

4 例外

学校行事など、上記の原則に拠らない対応を取ることもある。この場合は、事前の連絡に従って行動すること。

(2) 貴重品の管理について

- ① 必要以上の金品は、学校に持ってこないこと。
- ② カギを各自準備し、通常は登校後、貴重品は必ずロッカーに入れ、必ずカギをかけて管理すること。

(3) 携帯電話の使用について

- ① 休み時間以外は、マナーモードにしてロッカーにしまう。
- ② 授業中に使用、または音が鳴った場合は、指導対象となる。
- ③ ご家庭でも携帯電話の使い方、ルールを決めてください。

■ 本校のSNSルール

携帯電話・SNSについてのルール5か条

1. マナーについて

- ① 公民館、図書館等、公共の施設では電源を切る・マナーモードにする・大声での通話や音の出るアプリの使用を避けるなど、場所をわきまえた使い方をしましょう！
- ② 歩きながら、自転車に乗りながらの操作はせず、立ち止まるなど、安全な状況で利用しましょう！
- ③ 食事中的携帯使用は避け、家族とのコミュニケーションを楽しみましょう！

2. 使用時間について

- ① 携帯を使う用事はなるべく22時までには済ませておき、それ以降は勉強など別のことに時間を使いましょう！
- ② 一度の使用時間は2時間を目安に、使い過ぎに注意！

3. コミュニケーションについて

- ① なるべく直接会って話をしましょう！
- ② メール、LINEなどは送る前に一度読み返して内容を確認しましょう！

4. 法律にかかわることについて

- ① Twitter や Facebook などへの無責任な投稿(≒バカッター)は絶対にやめましょう！
 - ② 大げさな表現、根拠のない情報の配信はやめましょう！
 - ③ 著作権は守りましょう！(許可されていないところでのダウンロードや動画視聴は、違法です)
- ### 5. 人権にかかわることについて
- ① 友人の写真や動画を Twitter や Facebook などに掲載するときは、きちんと許可を得てからにしましょう！
 - ② 友人のプライバシーを守り、名誉を傷つけるような行為(無断での写真掲載、誹謗中傷など)はしないよう気を付けましょう！

(4) 身だしなみ(服装・頭髪)

- ① 服装、頭髪は、清楚端正を心がけ、清瀬高校生としての品位を保つようにすること。

ア 登下校時、校内、儀式等を含め、教育活動の際は本校所定の校服を着用する。

イ 校章は左襟につける。(略装期間は左胸につける)

ウ 男子は指定されたネクタイ、女子は指定リボン、または女子用ネクタイをつける。
(儀式の際はリボンをつける)

エ 上着 (ブレザー) の中に、セーター、カーディガン、ニットベストは、市販のものを着用してもよい。

◇Vネックとする。

◇無地のものとする。(ライン入りは不可)

◇色は、黒・紺・白・グレー、茶、ベージュとする。

② 夏季略装について

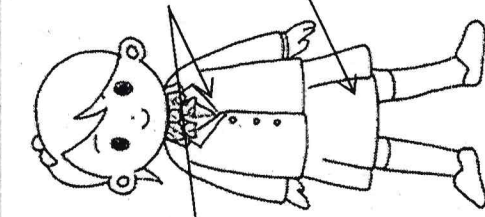
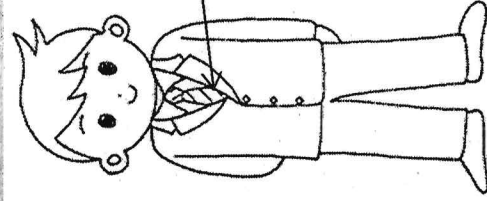
	通常	夏季略装 (5月～10月)
Yシャツ	長袖	半袖可
校章	上着の左襟	Yシャツの左胸
ネクタイ・リボン	着用	着脱自由

③ 頭髮に関しては、茶髪等の染髪及び脱色は禁止。(指導対象)

④ ピアス等の品位を欠く全ての装飾品は禁止。(指導対象)

清瀬高等学校だしなみ スタンダード

正装



登下校は必ずブレザーを着用 (カーディガンの着用は可)

ネクタイ・リボンは正しく着ける

校章を付ける

シャツの胸のボタンは2つ開けない

スカートは短くしない、折らない、切らない

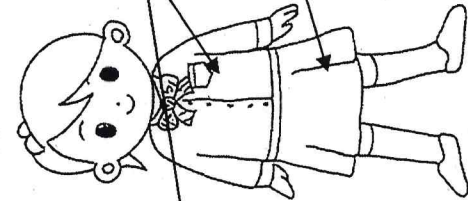
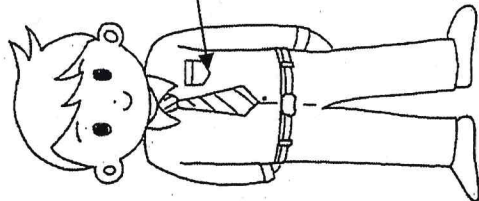
髪は染めない・アイロン等で加工しない

化粧はしない

ピアス、指輪等の装飾品はつけない

色つきリップはつけない

略装(5/1～10/31)



半袖白地Yシャツ着用可

シャツの胸のボタンは2つ開けない・シャツはしまう

ネクタイ・リボンなしの場合→校章を付ける

ニットベスト着用可、カーディガンの着用は不可

(黒、紺、白、グレー、茶、ベージュのみ)

スカートは短くしない、折らない、切らない

髪は染めない・アイロン等で加工しない

化粧はしない

ピアス、指輪等の装飾品はつけない

色つきリップはつけない

(5) 授業時間以外の学習活動

高校生の勉強の中心は授業です。それとともに授業時間以外の学習も大変重要です。

授業の課題・宿題はもちろんのこと、予習・復習は欠かせません。また、読書のような教養を高めるための学習、苦手科目を克服するための学習、進路実現に向けた学習（いわゆる受験勉強）などにも取り組む必要があります。

本校では、授業時間以外の学習活動を支援する取り組みを実施しています。

① 土曜講習

土曜講習実施日は、午前中については「勉強の時間」とし、土曜日午前中の部活動・委員会活動などを制限しています（部活動開始時間は12時30分）。土曜講習は、実施される講座が示され、希望者は受講登録の上、受講します。

② 長期休業中の講習

長期休業中は各教科で様々な講習が行われます。事前に講座を示し、受講登録をします。特に3年生では受験対策の講座が数多く設定され、毎年多くの生徒が参加しています。

③ 自習室

自学自習のための自習室が、2階の進路指導室隣に設置されています。だれでも自習室を利用できますが、以下のルールを守ってください。

ア 私語・協同学習の禁止。静粛を守る。

イ 飲食物の持ち込みは禁止。

ウ 利用時間は、登校時間から下校時間まで。

(6) 学校図書館

学校図書館では、読書の環境を整えています。積極的に利用してください。

① 開館時間：月曜～金曜、授業がある土曜 8時45分～16時45分

② 貸出：1人3冊まで2週間（管理システムによるバーコード読み取り）

(7) 校内施設の利用について

学校敷地内にある施設は、ルールとモラルを守って大切に利用してください。

① 利用できる時間は、原則、平日の登校時間から下校時間までです。

② 部活動などで、休日や下校時間以降の居残り活動をする場合は、生活指導部の許可と顧問や担任の先生の立会い指導が必要です。

③ 本校生徒であつても許可なく夜間、休日に敷地内に立ち入ることはできません。

④ 施設を破損した場合

ア 常に安全で快適に利用できるよう維持管理（補修）するため、窓ガラス、机、ロッカー等の施設・設備を破損した場合は、速やかに担任（顧問）、生活指導部に申し出てください。

イ 破損した場合は、状況により、実費弁償していただくことがあります。

(8) 特別活動

清瀬高校の学校生活では、教科・科目の学習活動だけでなく、ホームルーム・生徒会・部活動・学校行事などの教科外の活動も大切な学習の機会です。これらの活動は、自主的・自律的な集団活動を通して充実した学校生活を体験することをねらいとしています。その意味で、皆さんが本心に豊かな学校生活を送ろうとするのであれば、学習活動はもちろんのこと、教科外の活動に対する関心も強め、それらに積極的に取り組んでいかなければなりません。以下にあげる諸活動について、よく理解して主体的に参加してください。

① 生徒会活動

ア 生徒会活動の役割

規律ある集団生活を通して、将来の社会生活への基礎を作る。

イ 生徒会活動の内容

○部活動と各種委員会活動（しおり後述）を充実させ、広報活動および会計業務などを行う。その他に、ホームルーム活動や部活動などの連絡調整を行い、学校行事（体育大会、清高祭など）に積極的に取り組む。

○学校生活の改善と向上を図る。たとえば、規律のある校風、快適な生活環境を作りあげること、生徒の知的教養や情操を高めること、生徒間の親睦を図るための活動を行うこと、などである。

ウ 生徒会活動の心構え

○豊かな充実した高校生活は、学習活動ばかりでなく教科外の活動に積極的に参加することによって得られるものであるから、生徒会活動に対する関心を高め、ホームルーム活動や各種委員会活動に協力する。

○生徒会活動が民主的に運営されるためには、生徒会活動に参加し、自己の意見を表明し、相手の意見も十分に尊重する。

○学校生活においては、生徒会活動ばかりでなくあらゆる側面において、自己の権利の主張と同時に自己の義務も果すことを心がける。

○生徒会活動も、学校における教育活動の一つであるから、たえず教師の適切な指導助言を受ける。
※生徒会組織、生徒会会則については、入学後配付の「生徒手帳」を参照してください。

② 部・同好会活動の種類

○清瀬高校では、運動部、学芸部、同好会を設立しています。積極的に参加してください。

○春休み中に、見学することも可能です。

運動部		学芸部
・陸上競技 ・男子バスケットボール ・女子バスケットボール ・男子バレーボール ・女子バレーボール ・サッカー（男女） ・ハンドボール（男女） ・男子バドミントン ・女子バドミントン ・男子ソフトテニス ・女子ソフトテニス ・水泳	・ソフトボール（女） ・男子硬式テニス ・女子硬式テニス ・硬式野球 ・剣道 ・山岳 ・少林寺拳法 ・卓球同好会	・生物 ・茶道 ・美術 ・演劇 ・漫画研究 ・民族音楽 ・吹奏楽 ・箏曲 ・地学 ・文芸 ・写真 ・パソコン

③ 部・同好会の活動状況

運動部は多くが高体連に加盟し、インターハイ、関東大会、国体、新人戦等の公式戦を目標として活動しています。本校は平成27年度から「スポーツ特別強化校」の『特別強化部』にソフトテニス部と少林寺拳法部が指定され、都内全域から優秀な選手が集まっています。学校設立40年余を経て、部の運営も顧問の指導のもとに生徒の自主的活動として定着してきており、今後の躍進が期待できます。また、学芸部・同好会においては、清高祭での発表を大きな柱とし、各部独自の調査研究、発表会、公演等も行い、他校との交流や対外的なコンクール、展示会に参加するなど着実な成果をおさめています。特に写真部、美術部では、近年、全国大会に出場するなど、文芸部にも躍進が見られます。新1年生の加入率は、ほぼ100%であり、全体でも98%の生徒が、部・同好会に加入しています。各部・同好会とも新1年生の多数の参加を期待し、一層の飛躍を目指しています。

④ 部活動合宿

高校生活で最も印象に残る行事として多くの人にあげられるのが部活動の合宿です。本校では例年7月下旬から8月上旬にかけて、多くの部活動が合同で行く総合合宿を実施しています。厳しい鍛練で自己の力を再発見するなどの貴重な体験をし、ほとぼしる汗の中で友情を深め合っています。また学芸部は、実地において研究し、一つのことを追求する習慣を養うことを目標とします。合宿の成果はそれぞれ清高祭で発表されます。

運動部、学芸部を問わず、先生方、OBの方々の指導のもと各部のまとまり、部相互の連帯感、清高生としての自覚を高めることなどに重点をおいています。

⑤ 清高祭

「清高祭」は、日頃のHR活動や部活動を中心に、その成果を学校の内外に発表することを目的とし、合唱コンクールと文化祭で構成されています。毎年、清瀬高校生全員が「清高祭」の在り方を自ら問い、考え、実現に向けて努力しています。先輩たちが築いてきた伝統をふまえ、さらにその意義を深める形で発展させ、実施されます。

この「清高祭」の意義を簡単にまとめると、次の4つになります。

ア 日頃の学習や活動の成果を発表する。

イ 生徒がお互いに学習や活動の成果、創造的努力を評価し合って、今後の励みとする。

ウ 各人が各分野で自己の能力や資質を十分発揮し、それを通してお互いの個性を認め合い、尊重し合う態度を養う。

エ 各人が積極的に参加し、お互いに協力し合うことによって学校生活をより豊かにする。

このような意義によって、「清高祭」が実施され、例年、3500人前後の方が来校されます。

31年度日程	9月12日 (木) 〈合唱コンクール〉 立川市市民会館 (たましん RISURU ホール)
	9月14日 (土) 〈文化祭〉 本校
	9月15日 (日) 〈文化祭〉 本校

■清高祭 合唱コンクール

合唱コンクールは、クラス単位で参加します。各クラスが自由曲を一曲ずつ選んで合唱し、学年ごと順位が発表されます。各学年の第3位までに賞状が、優勝クラスにはトロフィーが授与されます。さらに、全学年の中で、最も優秀だったクラスには「最優秀賞」が授与されます。多くのクラスが、夏休み前から練習するほどに熱心です。

■清高祭 文化祭

文化祭は、クラス単位、部活動単位、有志で参加します。演劇、映像、芸能、演奏、展示、アトラクション、食品販売など様々な部門があります。4月から、テーマに沿って企画を練り、話し合い、準備を進めていきます。準備段階では、企画書審査からオーディション、プレゼンテーションなどで切磋琢磨しています。特に学芸部は、活動発表の大きな柱の一つとして、準備に余念がありません。当日は、保護者の方、地域の方、卒業生、中学生、様々なお客様とともに楽しみ、盛り上がりがあります。

⑥ 体育大会

力と技と明朗なるスポーツマンシップを発揮する体育大会は、例年6月上旬に行われています。内容としては、真に高校生らしく参加し、体力や気力を発揮し、1年生から3年生まで共に一体となり連帯感や友情を深めることを目標としています。

毎年、全校生徒を青・赤・黄の3団に分け、3色対抗形式で行い、総合得点によって勝敗を競います。各競技とも白熱した迫力ある戦いが見られ、クラス全員リレーではホームルームが、色別リレーでは各団が一丸となって走ります。また、団をまとめる応援団のパフォーマンスも大きな見どころとなり、地域の方々も多数来場されます。企画・運営は、体育大会スタッフを中心に生徒自身の手で行われ、毎年多くの感動の場面を生みだしています。

⑦ マラソン大会

毎年2月に1・2年生全員を対象に昭和記念公園で行われています。男子8.2km、女子6.4kmを走り、男女各1位～10位までに記念楯、1～30位までに賞状が授与されます。苦しさに負けず、自分の心に負けない、体力・精神力を養うところに意義があります。体育の授業の中で練習しますが、大会が近づくと、放課後自主的に走る生徒が見られます。

⑧ 読書感想文コンクール

本校では、毎年、学校行事として読書感想文コンクールを行っています。全生徒が、清高生として在学中に取り組む課題の一つで、清瀬高校の大切な行事の一つです。

先生方の推薦する本をはじめとして、課題図書を設定します。夏休みに読み、感想を書き、9月の始業式に提出します。提出された感想文の中から校内審査を経て、優秀なものを都のコンクールへ提出します。さらに、校内でも優秀作品については表彰します。

⑨ 特別支援学校交流会

小平特別支援学校とは、年に1回、生徒会役員の生徒中心にボランティアの生徒が、相手校に出かけて交流会を行います。昨年は民族音楽部の演奏、ダンス部の演技の披露、名刺交換会などを行いました。

2019年度 教育課程

教科	科目	標準 単位	47回生	46回生			45回生	
			1年	2年			3年	
				必修	文選	理選	必修	選択
国語	国語総合	4	5					
	現代文B	4		2			2	2
	古典A	2				2		2
	古典B	4			4			4
地理歴史	世界史B	4		3				2~4
	日本史B	4		3				4
	地理A	2	2					2
公民	現代社会	2					2	
	政治・経済	2						2
数学	数学Ⅰ	3	3					2
	数学Ⅱ	4		4				2
	数学Ⅲ	5						6
	数学A	2	2					2
	数学B	2			2■	2		2
理科	物理基礎	2		2				2
	物理	4						6
	化学基礎	2	2					2
	化学	4				4◇		4
	生物基礎	2	2					2
保健体育	生物	4				4◇		4
	体育	7~8	3	2			2	2~4
芸術	保健体育	2	1	1				
	音楽Ⅰ	2	2□					2
	音楽Ⅱ	2			2■			
	音楽Ⅲ	2						2
	美術Ⅰ	2	2□					2
	美術Ⅱ	2			2■			
	美術Ⅲ	2						2
	書道Ⅰ	2	2□					
	書道Ⅱ	2			2■			
	英語Ⅰ	3	4					2
英語	コミュニケーション英語Ⅱ	4		3			4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4						
	英語表現Ⅰ	2	2		2			
	英語表現Ⅱ	4		2			2	
家庭情報	家庭基礎	2	2					2
	子どもの発達と保育	2					2	
小計	社会と情報	2						
			30	22	8	8	14	10~16
総合的な学習の時間			1		1			1
			31		31			25~31
	ホームルーム		1		1			1

注) □, ■, ◇は、それぞれ同一記号内で、1科目履修する。
 ただし、■のうち芸術科目は、1年次で「Ⅰ」を履修した科目とする。
 「人間と社会」は、1学年「総合的な学習の時間」で代替する。
 卒業までに、87単位以上（ホームルームは含まない）履修、修得すること。

生徒心得

1. 日 課

予 鈴	8:25
ホーム・ルーム	8:30 ~ 8:40
第 1 時 限	8:45 ~ 9:35
第 2 時 限	9:45 ~ 10:35
第 3 時 限	10:45 ~ 11:35
第 4 時 限	11:45 ~ 12:35
昼 休 み	12:35 ~ 13:15
予 鈴	13:15
第 5 時 限	13:20 ~ 14:10
第 6 時 限	14:20 ~ 15:10
下 校 時 刻	17:00
居残り下校時刻	18:30

2. 登校・下校

- (1) 始業予鈴（8時30分）までに登校し着席すること。また、7時30分以前には登校しないこと。
- (2) 部活動等で居残届を提出していない場合は、17時00分までに下校すること。居残り下校時刻は、通年で18時30分とする。
- (3) 登下校に際して自転車を利用するものは、H R担任を経て生活指導部に届け出ること。校内では自転車は所定の場所に駐輪すること。バイク（原付・オートバイなど）による登下校は禁止する。
- (4) 車による送迎は原則として禁止（やむを得ない理由があるときは届出をする）。
- (5) 休日の部活動については、顧問の承諾と指導の下で休日登校を認める。活動時間は午前9時から午後4時までとする。その場合は、事前に休日活動願を生活指導部に提出すること。
- (6) 夏休み等の長期休業中の登下校については、別に定める。
- (7) 警報等発令時の登下校については、次頁に定める。

警報発令の際の措置について

気象庁より警報あるいは特別警報が発令された場合の判断は、次の通りとする。

A 原 則

1 午前6時の時点

- ①のいずれかの警報（特別警報を含む）が、
②のいずれかの地域に発令されていた場合、1～4限は自宅学習とする。

①：大雨，大雪，暴風，暴風雪

②：清瀬市，東村山市，東久留米市，
西東京市，小平市，練馬区

2 午前6時以降

- (1) 午前11時までの間に上記の警報がすべて解除された場合、5限以降の授業を行う。登校時刻等は次の通りとする。

13：00 登校 13：05 S H R

13：20 5限授業開始

- (2) 午前11時の時点でも上記の警報が解除されない場合、1日自宅学習とする。

3 補足

- (1) 登校について

登校の際は、居住する地域の状況や交通機関の運行状況を確認し、安全に留意して登校すること。

登校が困難な場合は、出席扱いにするなど

学校は生徒の不利益にならないよう扱う。

(2) 学校の判断を確認したいとき

午前6時および午前11時の判断は、本校のホームページやツイッターにも掲載する。ホームページが繋がらない場合はツイッターへの接続も試みることに。

なお、電話による本校への問合せは控えること。

B 例 外

学校行事など、上記の原則に拠らない対応を取ることもある。この場合は、事前の連絡に従って行動すること。

3. 所持品

- (1) つねに生徒手帳を携行すること。
- (2) 学校には不必要な金品を持参しないこと。
- (3) 所持品には必ず記名すること。
- (4) 体育・実験・実習等で教室をあける時は、貴重品袋を利用するなどして、特に貴重品の取扱いについて注意すること。

4. 服装・頭髪

服装・頭髪は、清楚端正を心がけ、清高生としての品位を保つようにする。

(1) 校 服

ア 登・下校時、儀式等を含め教育活動の際は、

本校所定の校服を着用する。(左襟に校章をつける。)

イ 校服の内容

- ・校服として定められた上下スーツ
- ・白無地のYシャツ

男子

- ・指定されたネクタイ

女子

- ・スカートは本校指定の16本車ひだのもの
- ・指定されたりボンまたは女子用ネクタイ
- ・リボンを正装とする
- ・ネクタイは購入自由

ウ 夏季略装について

5月から10月までの間、次の略装を認める。

- ・上衣を着用しなくてもよい。
- ・半袖の白無地のYシャツを着用してよい。
- ・左胸に校章をつける。
- ・Yシャツの上には、市販のニットベストの着用を認める。(ニットベストの色については、別に定めたとおり)。
- ・登・下校時を含め、男子のネクタイおよび、女子のリボン・ネクタイは着脱自由とする。

エ セーター、カーディガン、ニットベストについて

- ・学校指定ではなく、市販のものを着用してよい。ただし、セーターはVネックのみと

する。

- ・色については、黒・紺・白・グレー・茶・ベージュ（濃淡は問わない）の柄物でない無地のもの（ライン不可）のみ着用可能。

(2) 頭 髪

ア 茶髪等の染髪は禁止。

イ 品位を欠く頭髪は指導する。

(3) 履 物 等

ア 通学には靴を用いる。上履きはサンダル（学年別の色）を用いる。

イ 防寒着・ソックス、ストッキングは華美なものにならないよう留意する。

(4) 体育授業時の服装

次のものは学校で指定したものを用いる。

トレーニングシャツ・トレーニングパンツ・半袖シャツ・短パンツ・体育館専用運動靴

- (5) やむを得ない事情で異装をする場合は、HR担任の許可を受けた後、生活指導部に連絡する。

5. 時間外活動

- (1) 下校時刻以後、部活動・その他で居残りを希望するものは、所定の用紙を用いて生活指導部に願い出る。
- (2) 延長時間は1時間30分を限度とする。
- (3) 時間外活動は、教職員の指導する場合以外は認めない。

6. 諸 届 ・ 願

- (1) 欠席・遅刻・早退・忌引・欠課等の届、異装等の願は、生徒手帳の所定の欄に理由を明記してHR担任に届け、願い出ること。
- (2) 欠席・遅刻等あらかじめ明らかな場合は、事前にHR担任に届け出ること。
- (3) 事前に届出をしないで欠席・遅刻等の場合は、当日の始業時まで電話等でHR担任に連絡すること。
- (4) 生徒の忌引は、次の日数以内である。
ア 父母 7日 イ 兄弟姉妹 5日
ウ 祖父母・伯叔父母・従兄弟姉妹 3日
(往復の日数は加算する)
- (5) 登校後やむを得ず外出する場合は、HR担任の許可を得て、生徒手帳（連絡欄に外出許可の旨記載されたもの）、または、外出許可証を携帯すること。

7. 日 直

- (1) HRの生徒全員が交代制で、その任にあたる。
- (2) ア 始業前に所定のHR日誌を受けとる。
イ 自教室を整理整頓し、授業が気持ちよく、円滑に行われるように配慮する。
ウ 放課後、HR担当区域の清掃状態を点検する。
エ 任務終了後、HR日誌に必要事項を記入し

てHR担任に届け、異常の有無を報告する。

8. 清 掃

- (1) つねに校内の清潔・整頓に心がける。
- (2) HRごとに清掃当番をきめ、分担区域（別に定める）を清掃すること。清掃後責任者は分担区域の担当教員に連絡し、その承認を得た後下校する。
- (3) 清掃用具は所定の場所に整理・保管する。

9. 遺失物・拾得物・盗難

- (1) 金品を紛失したり拾得した場合は、直ちに生活指導部の担当教員に届け出る。
- (2) 盗難にあった場合は直ちにHR担任・生活指導部（もしくは日直教員）に届け出る。

10. 掲示・放送

- (1) 校内にポスターその他の掲示をするときは、顧問・担当教員に願い出た後、生活指導部の許可を得ること。
- (2) 掲示場所・掲示方法は生活指導部が指示する。
- (3) 校内で印刷物の配布を行う場合は、顧問・担当教員に願い出た後、生活指導部の許可を得ること。
- (4) 必要があって、生徒が放送を行うときは、原稿を作成し、顧問・担当教員の確認を得てから

行う。

- (5) 昼休みの放送は原則として放送委員会に依頼する。

11. 学校施設等の利用

- (1) 学校の施設（教室・体育館・運動場・テニスコート・プール等）を利用するときは、担当教員に申し出て許可を得ること。
- (2) 校具を使用するときは、担当教員に申し出て許可を得ること。
- (3) 学校施設を破損した場合は、HR担任に申し出た後、生活指導部（もしくは日直教員）に届け出ること。

12. 校 外 生 活

- (1) 校外においても、常に本校生徒としての自覚と誇りをもって行動すること。
- (2) HR・部活動等で、校外で活動する場合は、所定用紙を用いて生活指導部に願い出る。

13. 保健室の利用

保健室は生徒の健康診断・健康相談・保健指導・救急処置等を行うところである。

身体の調子が悪い、心配な事がある、健康の事について知りたい、身長・体重等が測定したいときなどに利用する。

(1) 利用の注意

- ① 授業中の場合は、教科担任に伝えてから行く。
- ② 保健室での休養は、原則として1時間までとする。
- ③ 早退が必要な場合は、必ず担任の許可をもらい、帰宅後直ちに学校に電話連絡をする。
- ④ 保健室では内服薬の投与は出来ないので、必要な場合は各自で用意してくる。
- ⑤ 保健室では応急処置を行う。治療が必要な場合は医療機関に受診する。
- ⑥ 測定器具は、休み時間に自由に使用してよい。

(2) 教育相談

原則週1日、スクールカウンセラーによる教育相談を行っている。学校生活で気になることや自分自身のこと、人間関係、家族のことなど気軽に相談できる。

相談を希望する生徒は保健室で予約、又は直接教育相談室前申込み箱に予約カードを入れる。

- (3) 日本スポーツ振興センターの災害給付手続き
学校管理下(授業中、部活中、休み時間や放課後、通学中等)でケガをして医療機関を受診し、総医療費が5000円(窓口で1500円)以上かった場合に、災害給付金を申請できる。

保健室に申請書類を取りに行き、申請方法の

説明を受ける。

14. その他

- (1) 外来者(他校生など)を校内に入れる場合は、受付を通し、関係教職員の了解のもとにする。
- (2) 教職員の指導のない場合は、校内において火気を使用してはならない。
- (3) 非常災害の場合は、教職員の指示に従って冷静敏速に行動する。

15. 経営企画室関係要項

- (1) 積立金等の学校徴収金は、原則として、1年分を4月と9月の2回に分けて、月末日に預金口座から自動振替によって引き落とされる。
- (2) 証明書(在学証明書・成績証明書・卒業見込証明書等)が必要な場合は、経営企画室窓口で所定の申請用紙を用い、発行手続きをとる(生徒証が通学証明書を兼ねているので、通学定期券は生徒証で買える)。

ア 証明書の請求は、経営企画室にある申請用紙に必要事項を記入し、経営企画室の窓口提出する。発行交付は、成績に関する書類(成績証明書・調査書等)は申請日の1週間後、その他は申請日の翌平日とする。

イ 窓口受付は月～金曜日の午前9時から午後4時30分まで(土・日曜日、休日は除く)と

する。

- (3) 学割は、JR線を101km以上乗車するときに利用可能（運賃の2割引）。また、民間鉄道に乗車するときやフェリーに乗船するときにも学割が利用できる場合があるので、時刻表等で事前に調査する。学割を請求するときは、学割発行申請承認書に保護者が押印したものを、担任・生活指導部に提出し押印してもらった後、経営企画室に提出する。用紙は経営企画室にある。発行は申請からおよそ1週間後となる。
- (4) 休学・復学・転学・退学の場合は、HR担任を経由して所定の手続きをとる。
- (5) 住所変更・氏名変更については経営企画室に用紙を用意しているので、窓口に取りに行くこと。その際に記入要領の説明を受けること。
- (6) 入学時に届け出た、通学経路・手段を変更する場合も、届出が必要なので、経営企画室窓口で申し出ること。
- (7) 生徒証を紛失した場合は、経営企画室窓口で所定の手続きをとること。